

## 東京ガスデマンドレスポンスサービス規約

### 1. 本規約について

「東京ガスデマンドレスポンスサービス規約」（以下「本規約」）は、東京ガス株式会社（以下「当社」）が提供するデマンドレスポンスサービス（以下「本サービス」）に関する取扱いを定めたものです。本サービスをご利用される場合には、本規約が適用されます。

### 2. 適用条件

お客さまが本サービスの提供を受けるためには、以下のすべての条件を満たす必要があります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、本規約の内容に全て同意の上、参加フォームより所定の事項を入力して参加のお申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。なお、参加フォームによる申請可能期間については別途、当社ウェブサイト上または電子メールにてお知らせします。
- (2) お客さまが、当社の Web 会員サービス「myTOKYOGAS」の会員であること。

### 3. 本サービスについて

- (1) 本サービスは、電力の安定供給を目的とした需給調整の一部を、お客さまと当社にて協力して行うサービスです。
- (2) 本サービスの提供を受けることのできるお客さまを、東京ガスデマンドレスポンスサービス会員（以下「DR 会員」）と呼びます。
- (3) 本サービスは、当社から DR 会員に対して電気の需給調整の対象時間及び調整内容をお伝えする、DR 会員が当社からの連絡事項に従い電気の使い方を工夫する、DR 会員による電気の使い方の工夫の結果に応じて特典等を還元するといった流れで行われます。
- (4) 本サービスでは、DR 会員に電気の需給調整を行っていただく特定の期間ごとに個別にキャンペーンを設定し、当社は、キャンペーンごとに適用条件、期間、特典および特典算定に用いるポイントの計算方法などを別途定めます。
- (5) 本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、DR 会員の負担にてご利用いただきます。
- (6) 当社は、本サービスの一部業務を ENECHANGE 株式会社（以下「ENECHANGE 社」）に委託しております。そのため、お客さまの個人情報（お客さま番号、供給地点特定番号、適用される電気料金メニュー、契約締結日、解約日または終了日、電気使用量、myTOKYOGAS 会員 ID およびメールアドレス）について、本サービスを実施・運用するために、委託先である ENECHANGE 社へ提供することがあります。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとします。

### 4. 変化量と標準的な使用量

- (1) 本サービスでは、次の(2)項に基づき設定される DR 会員ごとの標準的な使用量から、実際の使用量を差し引いた残りの値を変化量として定義します。なお、標準的な使用量より実際の使用量が多い場合は、変化量を 0 kWh として取り扱います。
- (2) 標準的な使用量は、過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令和 2 年 6 月 1 日最終改定）における「代替ベースライン High 4 of

5（当日調整なし）に基づき算定します。なお、電気の需給調整の対象時間が発生する日を DR 実施日と定めます。

① DR 実施日が平日の場合

次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施日当日を含まない。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間の需要データ。

なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外するものとする。

その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする。

- 土曜日・日曜日・祝日
- 過去の DR 実施日
- DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合は当該日

② DR 実施日が土曜日・日曜日・祝日の場合

次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 3 日間（DR 実施日当日を含まない。）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 2 日間の需要データ。

なお、直近 3 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 2 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 3 日間から除外するものとする。

その際、当該母数が 3 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日及び土曜日・日曜日・祝日）で更に日を遡るものとする。

- 平日
- 過去の DR 実施日
- DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 3 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合は当該日

(3) 本サービスでは DR 会員のスマートメーターで計測し、一般送配電事業者から連携される 30 分値の電気使用量をもとに、30 分ごとに変化量を計算します。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、電気使用量データが一般送配電事業者から当社へ連携されない場合、または電気使用量データが欠損していた場合などは、本サービスの対象外になる場合があります。

電気使用量は後日訂正されることがございますが、原則、本サービスでは遡っての訂正はいたしません。

## 5. 本サービスの内容変更および廃止等

(1) 当社は、DR 会員への事前の通知なしに本サービスの名称を変更することができるものとします。

(2) 当社は、当社ホームページ上で予め公表することにより、民法 548 条の 4 の規定に基づき本規約の内容を変更し、または本サービスを停止または廃止できるものとします。この場合における公表の期間は 30 日間以上とします。また、この場合、会員に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 6. 本サービスの停止、中止

当社は、DR会員による本サービスの利用が不適切であると判断した場合は、DR会員に対する事前の通知、催告等を要せず、いつでも当該DR会員による本サービスの利用を停止し、または中止することができるものとします。

## 7. 本サービスの利用終了、退会

DR会員が、本サービスの利用を終了する場合、本サイト上から所定の方法で退会手続きを行うものとします。なお、お知らせメールの配信停止はお知らせメール内から設定することが可能です。

## 8. 本サービスの一時的な中断

- (1) 当社は次のいずれかの事由が生じた場合は、DR会員への事前の通知なしに本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
  - ① 本サービスを提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的または緊急に行う場合
  - ② 天災、停電、通信回線障害等の不可抗力その他本サービスを継続することが困難となった場合
  - ③ その他当社が必要と判断する場合
- (2) 前条の停止もしくは中止または前項の中断に起因して会員または他の第三者が被った損害、不利益について、当社が賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

## 9. 免責

- (1) 当社が、電子メールの送信によりDR会員にお知らせをする場合は、当社はDR会員のmyTOKYOGAS IDとして設定されているメールアドレス宛に、電子メールを送付するものとします。DR会員が、当社が送信した電子メールを受け取ることが可能なmyTOKYOGASのメールアドレス設定を完了していない場合、お知らせメールの配信が行われなかったことがあります。この場合においてDR会員が被った損害および不利益等については、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 本サービスは、DR会員が自らの判断に基づき電気の需給調整を行っていただくものであり、DR会員による電気の需給調整の結果について、当社は一切の責任を負いません。また、当社は、本サービスの利用に付随して発生したDR会員および第三者の損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

本規約は、2023年10月1日から実施します。